

静岡県告示第540号

静岡県税賦課徴収条例（昭和47年静岡県条例第8号）第9条第1項の規定により、令和元年静岡県告示第412号（令和元年台風第19号に係る県税の申告、納付等の期限の延長）において別に告示で定めることとされている期日は、その期限が令和元年10月12日から令和2年8月30日までの間に到来するものについて、令和2年8月31日とする。

令和2年7月31日

静岡県知事 川 勝 平 太